

# よんでんポイントのピカラ料金充当に関する利用規約

2020年5月11日

株式会社 STNet

本規約は、四国電力株式会社(以下、「四電」と言う。)が運営する会員制Webサービス「よんでんコンシェルジュ」での「よんでんポイント」を、株式会社STNet(以下、「当社」と言う。)が提供するピカラ光サービスの料金に充当(以下、「料金充当」と言う。)することについて定めます。本規約に必ずご同意いただいた上でご利用ください。

### (本規約の適用)

- 第1条** 本規約は、「よんでんポイント」を料金充当される全てのお客さまに適用されます。お客さまが、本サービスを利用するには、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合、本規約を変更することがあります。
    - (1) 本規約の変更がお客さまの利益に適合するとき
    - (2) 変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
  - 2 当社は、前項の規定による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日を事前に、本規約を変更する旨及びその内容と効力発生日を当社ウェブサイト (<https://www.stnet.co.jp/>) に掲載します。
  - 3 変更後の本規約の効力発生日以降に、お客さまが本サービスを利用したときには、本規約の変更に同意したものとみなします。

### (料金充当申込みの承諾)

- 第2条** お客さまは、料金充当に際しては、本規約の他に四電が定める「よんでんポイントサービス利用規約」に定める使用条件に同意し、四電所定の方法により料金充当申込みを行うものとします。
- 2 当社は、四電から受領した対象ポイント(以下、「対象ポイント」と言う。)について、別記1に定める料金充当の適用条件に基づき料金充当申込みを承諾します。
  - 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、料金充当申込みを承諾しないことがあります。
    - (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
    - (2) 料金充当するお客さまが、別記2に定めるピカラ光ねっと契約のお申込み、又はご契約をされていないとき
    - (3) 料金充当申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
    - (4) 対象ポイントが、別記1に定める対象月の対象料金よりを超過するとき
    - (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき
  - 4 当社が申込みを承諾した後に、お客さまが前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

### (お客さま情報・利用情報)

- 第3条** 当社は、料金充当の提供、個人認証の運用及び利便性向上を目的として、料金充当の利用情報を記録する場合があります。
- 2 当社及び四電は、料金充当に必要な範囲で、ピカラ光サービスの契約内容等のお客さまに関する情報を相互に提供、利用いたします。

### (準拠法)

- 第4条** 本規約の成立、効力、解釈及び履行は日本国法に準拠するものとします。

### (紛争の解決)

- 第5条** 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。
- 2 本規約に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 別 記

### 1. 料金充当の適用条件

項番	適用条件
1. 料金充当申込み	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 200 ポイント単位とする</li><li>・ 別記 2 に定める 1 のピカラ光ねっと契約毎に、別記 1 に定める 1 の料金充当申込み期間につき最大 1,000 ポイントとする</li><li>・ 当社の独自の判断にて、別記 2 のピカラ光ねっと契約が「個人」とする</li></ul>
2. 料金充当申込み期間	1 の料金充当申込み期間とは、前月 11 日から暦月 10 日までとする
3. 料金充当する ピカラ光ねっと契約	当該暦月の初日時点の別記 2 のピカラ光ねっとの契約とする
4. 対象月	当社が暦月 20 日までに四電から受領した対象ポイントは、当該暦月の対象料金に充当する
5. 対象料金	対象ポイントは、別記 2 のピカラ光ねっと契約約款料金表に定める定額利用料のうち「基本額」及び「情報量に応じた加算額」のほか、別途、当社が定める料金に充当する
6. 換算率	よんでんポイント 1 ポイントにつき、日本円 1 円（税込）とする
7. 手数料	無料とする

### 2. 適用される契約約款

項番	契約約款名
1. ピカラ光ねっと契約約款	光ネットサービス契約約款

**附 則**

**(実施期日)**

1 本規約は、2017年11月13日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

1 本規約は、2018年2月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

1 本規約は、2018年10月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

1 本規約は、2019年7月1日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

1 本規約は、2020年3月30日から実施します。

**附 則**

**(実施期日)**

1 本規約は、2020年5月11日から実施します。